

平成30年8月から、70歳以上の方の上限額が変わります

平成30年8月から、70歳以上の方の上限額が次の表のように変わります。

○見直し前（平成30年7月診察分まで）

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約1160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※2>
	年収約770万～約1160万円 標報53～79万円 課税所得380万円以上		
	年収約370万～約770万円 標報28～50万円 課税所得145万円以上		
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

○見直し後（平成30年8月診察分から）

外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
252,600円+(医療費-842,000)×1% <多数回 140,100円 ※2>	
167,400円+(医療費-558,000)×1% <多数回 93,000円 ※2>	
80,100円+(医療費-267,000)×1% <多数回 44,400円 ※2>	
18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
8,000円	24,600円
	15,000円



※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。